

議会改革って何だ？

2008.8.30 - 31

第15回全国オンブズマン千葉大会
全国市民オンブズマン連絡会議



13時半またぎ



8月30日(土)



全国調査

市民側から見た

「地方議会改革」
議員のイメージと
市民のイメージの
食い違い

期待はずれ度ランキング

最悪の議会はどこだ？

議会の費用対効果を調査
最も仕事をしない議会は？

ブラックボックス議会の
悪循環を断ち切る
処方はあるか？

そもそも
地方議会「改革」とはなにか？



立場によってさまざま

1. 調査の目的と方法 (6頁)

あるべき「議会改革」とはなにか



議会外の市民から見た
議会のチェックポイントの提示

市民から見たチェックポイント(16頁)

費用の最小限度性	会議活性化の工夫
少数意見反映整備	議長の任期
議会情報の透明性	政務調査費透明性
参考人・公聴会	陳情・請願件数

ポイントごとに加算

2. 調査対象 (69頁)

- 47 都道府県

- 17 政令市

- 39 中核市議会

議会事務局にアンケートを
メール送付して行った

3. 結果

22 ~ 29ポイント(満点) = A

15 ~ 21ポイント = B

8 ~ 14ポイント = C

0 ~ 7ポイント = D

3 . 結果 (3 8 頁)

	都道府県		政令市		中核市	
A	0	0%	0	0%	0	0%
B	1	2%	0	0%	0	0%
C	16	34%	12	71%	12	31%
D	30	64%	5	29%	27	69%

3. 結果 (38頁)

- 都道府県・政令市・中核市の
99%がCランク以下

最低 埼玉県議会 (3.2ポイント)

私たちの期待する議会には
ほど遠い現状が明らかに

4. 費用の最小限度性

(1) 費用弁償(18頁、23頁、28頁)

議会に行くたびにもらうお金を調べた

	都道府県		政令市		中核市	
支給なし	0	0%	7	41%	16	41%
実費制	4	9%	2	12%	4	10%
定額制	43	91%	8	47%	19	49%

4. 費用の最小限度性

(1) 費用弁償(18頁、23頁、28頁)

- 1人当たり年間費用弁償額の高い自治体3位

都道府県 1位 北海道 221万円

2位 長崎県 128万円

3位 愛知県 119万円

政令市 1位 名古屋市 75万円

2位 仙台市 66万円

3位 福岡市 63万円

中核市 1位 宇都宮市 48万円

2位 長野市 39万円

3位 岡山市 36万円

4. 費用の最小限度性

(2) 政務調査費の費用対効果(67 - 68頁)

議員立法(政策条例)での比較

$$\text{費用対効果} = \frac{\text{過去5年の政務調査費支給総額}}{\text{過去5年の議員提案の政策条例数}}$$

最も費用対効果の高い議会

都道府県: **高知県・島根県**(5年で7件)

政策条例1件当たり9000万円台

政令市: **千葉市**(5年で23件) 4000万円台

過去5年間の議員提案の 政策条例が0の議会

千葉県 富山県 愛知県 奈良県

横浜市 川崎市 浜松市 福岡市

(中核市は21市)

上記8議会の5年間の政務調査費支給総額

134億5800万円

政務調査費支出の成果が見えてこない

地方自治法96条、112条2項

「地方議会の議員立法」の空文化

4. 費用の最小限度性(65 - 68頁)

(3) 費用弁償額と政務調査費と報酬額を見て、最も費用に対する効果が見えにくい議会は？

過去5年(費用弁償 + 政務調査費 + 議員報酬)

過去5年の議員提案の政策条例数

愛知県議会 5年で**123億円**つかって
政策条例ゼロ

横浜市会 5年で**109億**政策条例ゼロ

千葉県議会 5年で**95億**政策条例ゼロ

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

i) **反問権** (首長から議員への質問) が
認められているか

趣旨: 議会内での議論の活性化

反問権を認めている自治体

山梨県・広島県・山口県・徳島県

(全体の4%)

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

- ii) 質問内容の**事前通告制度が義務**か否か
趣旨: 効果的な質問をしようとするれば、事前
通告をするはずであって、**義務化する
必要はないのでは。**義務化によって
八百長の温床になっていないか
義務化されていない自治体
兵庫県・香川県・仙台市・高槻市
(全体の4%)

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

iii) 執行部と議員との**事前調整**の制度

趣旨: 本来の制度趣旨を超えて、**議会の
議論の八百長の温床**になっている

制度がない自治体数

61 (全体の59%)

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

- iv) **文書での質問**をする制度があるか
趣旨: 質問する機会をより広く認める
ことで議会の活性化が図れる

制度がある自治体数

13 (全体の13%)

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

v) 議員相互の公開された議論の有無

趣旨：議会内での議論の深まり、活発な討議

・ **本会議での議員間討論**が行われている場合

(2ポイント)の自治体数 1 (旭川市)

委員会のみの場合

(1ポイント)の自治体数 31 (31%)

5 本会議・委員会の活性化の工夫

(19.24.29頁)

制度上の工夫(反問権・事前通告の義務化の廃止・事前調整の廃止・文書質問・議員間討議の制度化)のポイントの高い議会:

7議会(7ポイント中3ポイント)

神奈川県、徳島県、京都府、広島県、鹿児島県、函館市、船橋市

制度上の工夫をしていない議会

27議会(7ポイント中0ポイント)

7県・1政令市・19中核市

6 少数意見を取り入れるための仕組み

(19.24.29頁)

i) 議会運営委員会に所属するための会派要件

定数の1 / 24以下 2ポイント

1 / 24以上1 / 12未満 1ポイント

1 / 12以上 0ポイント

趣旨: 少数派を閉め出していないか

0ポイント: 47都道府県 18議会

17政令市 0議会

39中核市 8議会

6 少数意見を取り入れるための仕組み

(19.24.29頁)

ii) 議会運営委員会所属議員以外の
議員が同委員会で発言できるか

(発言できる場合には1ポイント)

発言可能 91自治体

6 少数意見を取り入れるための仕組み

(19.24.29頁)

議会運営委員会に委員外議員が

臨席できない議会

・大阪府

・香川県

他6中核市

7 議長・副議長の任期(19.24.29頁)

- 議長・副議長の任期
法律上は議員の任期(原則4年)

短い任期



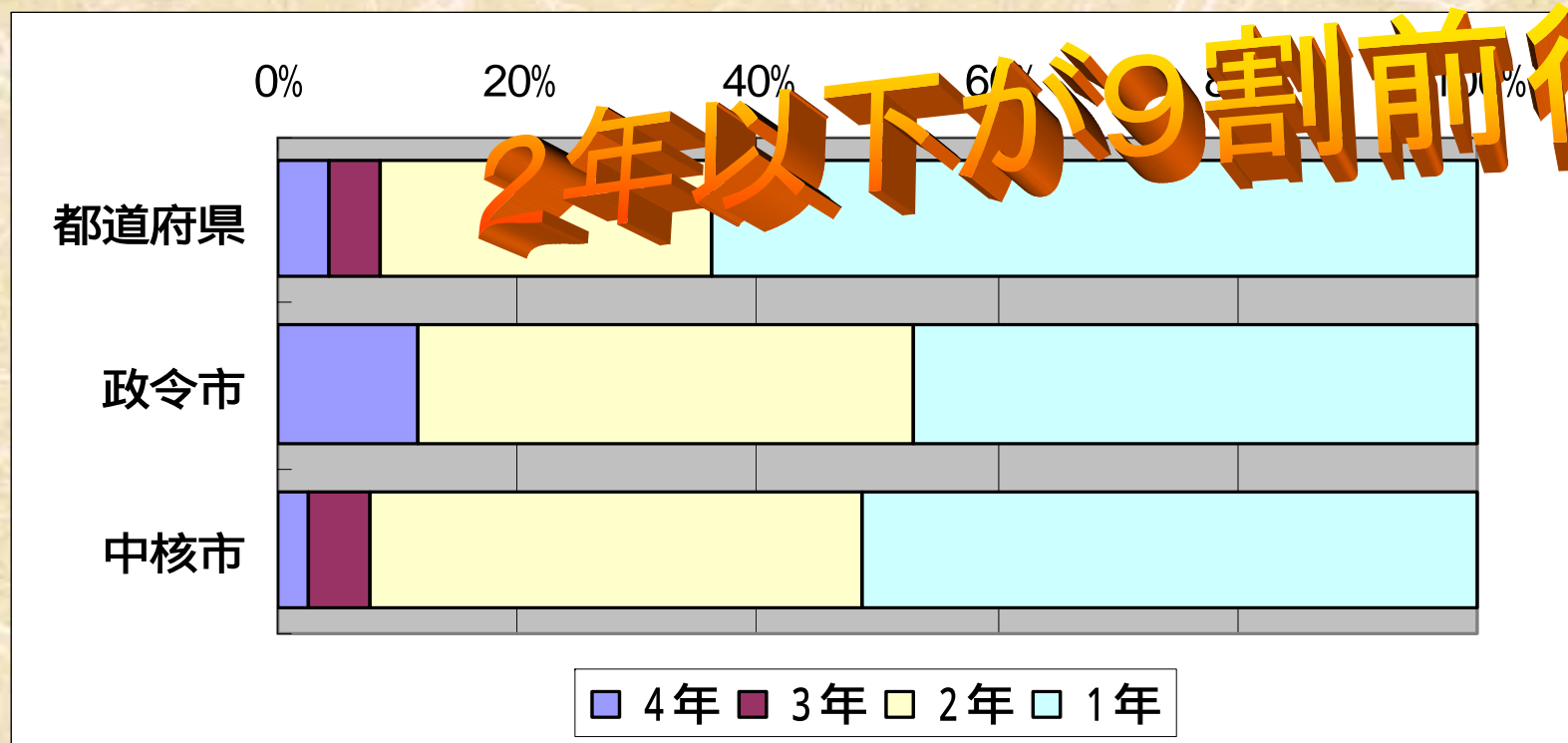
前例踏襲



硬直化

7 議長・副議長の任期 (19.24.29頁)

議長・副議長の任期



名誉職化が硬直した議会運営の原因の一つ

8、議会情報の透明度(20.25.30頁)

A) 議事の透明化

- i) 委員会議事録: 全発言を作成している場合は
2ポイント、要約のみの場合は1ポイント
- ii) 各会派、議員の議案に対する賛否をホームページや広報で公表していれば1ポイント
3ポイント(あたりまえ) **函館市**他20議会
1ポイント(暗黒) **埼玉県**他25議会

8、議会情報の透明度(34 - 35頁)

B) 議員活動の透明化

平成18年度の政務調査費の公開について
第12回情報公開度ランキングの素点を5で
割りポイント

最も公開が進んでいる **長野県議会**

最も公開が進んでない議会

東京都・盛岡市・柏市・西宮市・久留米市

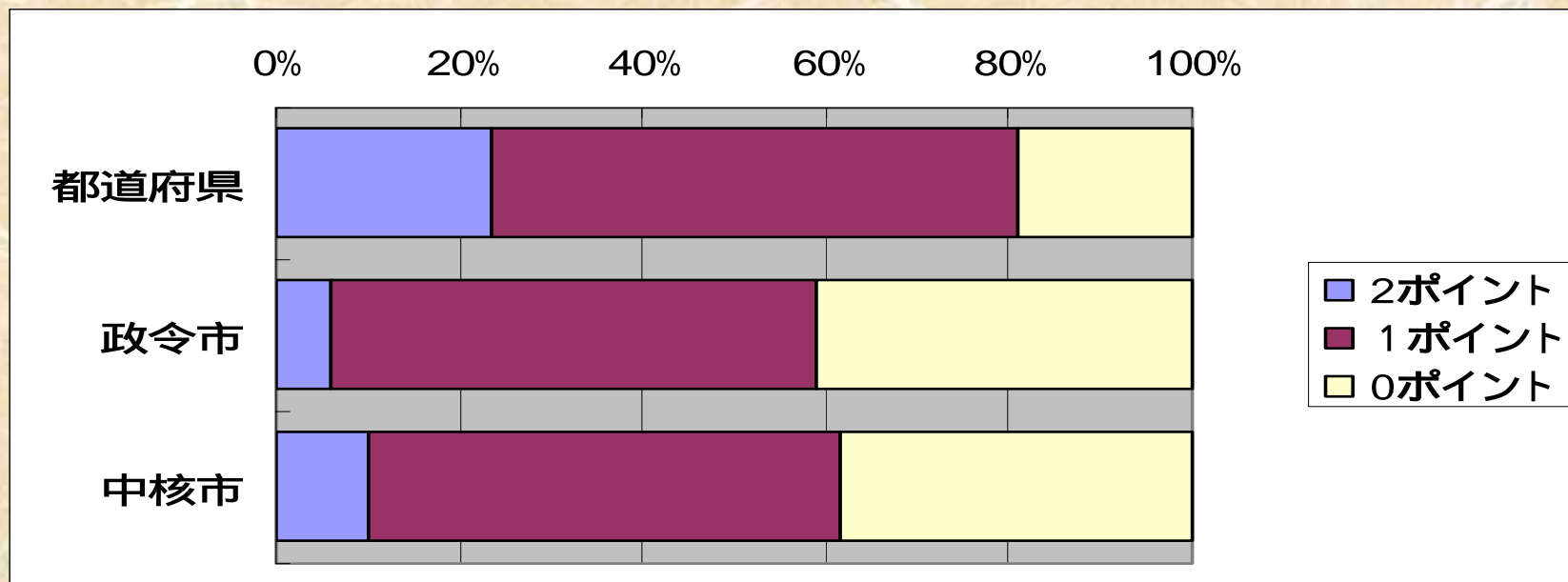
9, 住民参加の制度の充実度

(21.26.31頁)

A) 調査の内容と趣旨

参考人・公聴会の制度を設けている場合: 1ポイント

全員協議会を行った場合の傍聴を可としている場合:
1ポイント



9、住民参加の制度の充実度

(36 - 37頁)

B) 対人口比でみた陳情、請願件数

趣旨: 住民による議会への期待—住民参加の基礎

過去5年間の陳情件数 ÷ 人口 × 100

請願件数 ÷ 人口 × 100

数値が100以上の場合には2ポイント

50以上100未満の場合には1ポイント。

最高点2ポイント — **山形県と京都市**

1ポイントは都道府県では3自治体、政令市では2自治体、中核市では3市のみである。

議会への期待度も低い。

10、議会のセールスポイント(56 - 61頁)

【一問一答方式(お茶会)の導入】

【定例会閉会後に委員会を開催する】

【委員会において議題と関係ない一般質問ができる】

【時間制限について】

11 議会「改革」とは議会、議員活動の透明化につきる

(1) 議会制度のわかりにくさ

委員会質問制限や定例会の質問者数の制限

規則に依拠のみでなく

議長の裁量や慣行によって一定のルールが定められ、そのルールによって運用がなされているという実態

11 議会「改革」の第1歩は、 議会、議員活動の透明化だ

(1) 議会制度のわかりにくさ

どこがセールスポイントか理解できない
運用の常態化

私たち市民からみて「理解しにくいもの」
「制度維持の合理性が理解できないもの」が
あまりにも多い。

1 1 議会「改革」の第1歩は、 議会、議員活動の透明化だ

(2) 議員活動の不透明性

政務調査費をどう活かしたか発表する自治体はまだ少ない。

議案に対する賛否を公表しない自治体の存在
私たち市民はどんな基準で投票したら良いのか。

議員の活動内容以外で投票せざるを得ない状況

「議員に期待してもだめだ」

議員や議会への不信感を助長しているのでは？

1 1 議会「改革」の第1歩は、
議会、議員活動の透明化だ

(3) 議会改革とは何を改革することか
議会や議員の活動を透明化の
必要性

議会改革 = 議会・議員の活動を
可視化すること

まとめ 議会の問題点

市民の**議会不信**
(市民意思が反映しない)

ブラックボックス議会

1. 議員の活動が見えない
(政務調査費・賛否の非公開)
2. 議会活動の成果が見えない
(政策条例など)
3. 議会での意思決定が見えない
(八百長許す制度、儀式化した運営)
4. 議会内部の改革の声も圧殺
(少数派の排除)

問題発生(自治体裏金・財政破綻)

議会への
対応不能

議会を可視化すると

市民は
議会に期待

見える議会

1. 議員の活動が見える
(政務調査費・賛否の公開)
2. 議会活動の成果が見える
(政策条例など)
3. 議会での意思決定が見える
(真剣な討議)
4. 議会内部の改革の声の反映
(少数派の尊重)

活発な議論で
問題に対処

議会の政策能力の向上に期待

ご静聴ありがとうございました

